

富津市立飯野小学校いじめ防止基本方針

「いじめは決して許されないものであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、いじめの防止と対策にあたってきたところである。改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応していくために、「いじめを許さない学校づくり」をいっそう進めていきたい。

そこで、いじめ防止対策第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（１） いじめの対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等はいじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（２） 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

〈基本姿勢〉

- ①いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の損在を認めあえる教

育活動を展開する。

③いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

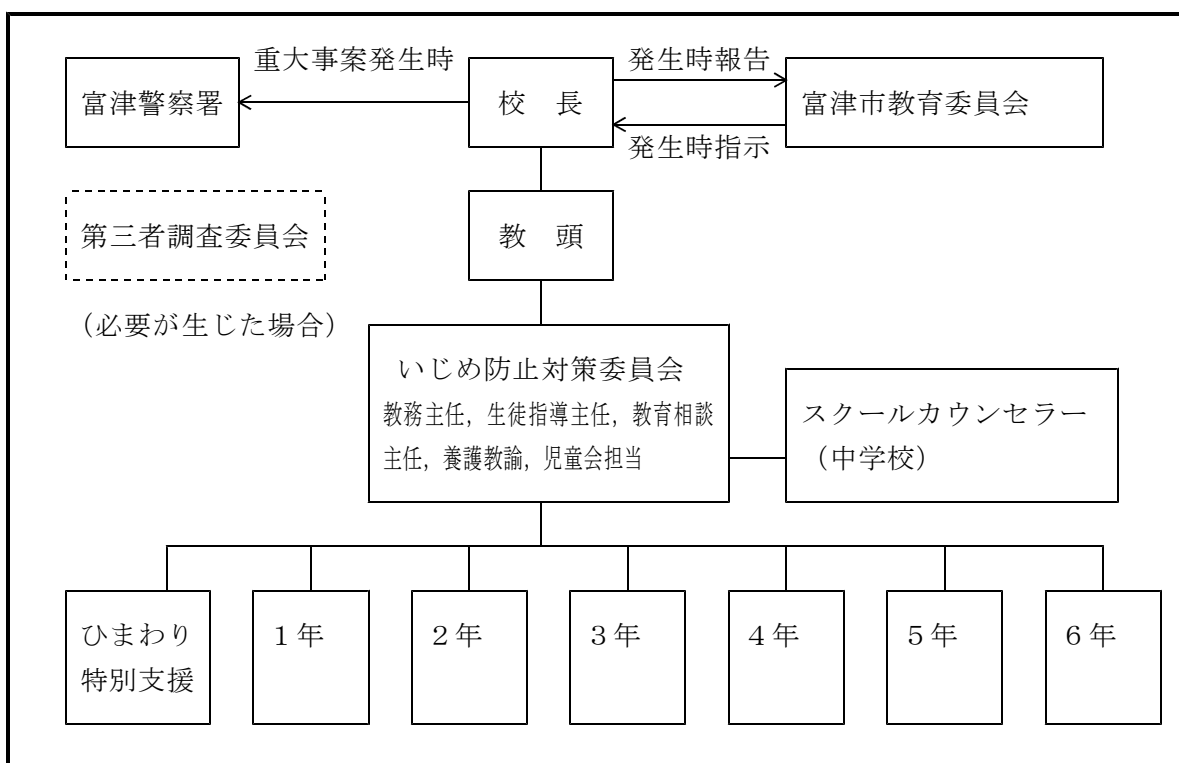
④いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、基本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期検証を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

○いじめ防止対策委員会 組織表



3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 児童会活動の充実……児童会からの「イエローリボン」の取組の提起等、教職員だけではなく児童からの呼びかけを通し、児童自らの意識付けを図る。

(4) 体験活動の充実……他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験

活動を、体系的・計画的に実施する。

(5) 学級経営の充実……学級活動に互いのよさを見つけたり考え方のちがいに気づかせる活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(7) 保護者への啓発活動……学校便り等を活用して、いじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。

(8) 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

月	○いじめ対策 ◎児童会	関連行事	留意事項
4	○学年間の情報交換, 指導記録(支援シート)の引き継ぎ ○いじめ防止対策組織編成・会議・共通理解 ◎児童会組織編成 ◎飯野っ子仲間入り集会 ・イエローリボン運動(いじめゼロ)実施		毎日の朝の会で、イエローリボン運動の合い言葉を唱える活動
5	○ふれあいデーの位置づけ ・人間関係づくり(毎週火曜日の昼休み)	ふれあいデー あいさつ運動	
6	○教育相談活動の実施(全校一斉) ○アンケート調査の実施 ○小中連携生徒指導部会での話し合い ◎放送委員会からイエローリボン運動の呼びかけ	小中連携会議	1 週間の期間で全校児童に実施 富津中学校区 昼の放送
7	○命を大切にするキャンペーン ○保護者面談の実施による実態把握 ○学校評価アンケート実施		道徳にて実施
8	○いじめ防止対策会議		研修会
9	○夏休み明け教育相談(各学級希望者) ◎イエローリボン運動の呼びかけ		
10	○校外学習等による人間関係づくり ◎ハロウィンあいさつ運動		
11	○アンケート調査の実施 ○教育相談活動の実施(全校一斉)	合唱発表	1 週間の期間で全校児童に実施
12	○向寒マラソン時の励まし ○学校評価アンケート実施	向寒マラソン	
1	○冬休み明け教育相談(各学級希望者) ◎縄跳び集会での励まし	縄跳び集会	
2	○学校評価の啓発	↓	↓
3	○いじめ防止対策のまとめ ◎イエローリボン運動のまとめ		

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) **教育相談の実施**……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。(6月に1回、11月に2回、計3回)
- (2) **生徒指導会議による情報の共有**……月1回に定期的に行う生徒指導会議で児童の問題行動についての情報を全教職員で共有し、いじめにつながりそうな事象を確認しあう。
- (3) **アンケート調査の実施**……いじめを早期発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。
- (4) **日記や連絡帳の活用**……日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にして、信頼関係を構築する。
- (5) **いじめ防止に関する研修の充実**……いじめの防止に関する研修を実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を富津市教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めたときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- ②いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に陥ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合、富津市教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ②富津市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、第三者調査委員会等の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④調査結果を富津市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ※富津市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

7 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示します。
- 2 本校のいじめ防止基本方針を年度ごと、保護者、児童、所属職員の評価により、状況に応じてその都度、見直しを行っていく。